

パートナーズ 会報誌

No. **34**

2023.5

気になるデータ

自身の市場価値が受け取っている
給与よりも高いと認識している人は **〇〇%**

インボイス制度の留意点

固定資産を修理等したときの
会計処理のポイント



 **税理士法人パートナーズ沖縄事務所 開設しました**

パートナーズ会報誌が Web でも閲覧できるようになりました。左の QR コードを読み取ってアクセスしてください。

新緑が眩しい季節になりました

新緑が眩しく心地の良い季節になりました。皆様におかれましては、いかがお過ごしでしょうか。

さて、早いもので5月になりました。大型連休ともあり、観光地などへ行かれている方も多いのではないのでしょうか。今年の3月に厚生労働省から新型コロナウイルス感染予防についての方針に大きな動きがありました。マスクの着用について、各自の判断に任せること、5月8日以降には感染症の分類を5類にすることが決まりました。感染症法（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）が定める感染症の5類型のうちの1つで、感染力や重篤性などに基づく総合的な観点からみた危険性が最も低いとされています。季節性インフルエンザや風疹がここに分類されるのですが、決してウイルス自体がなくなった訳でもありませんので、やはり最低限の注意は必要になるかと思えます。

また、例年のことにはなりますが、今年も確定申告では大変お世話になりました。1年に1回お会いするお客様も多くいらっしゃったかと思いますが、以前と変わらず、弊社へご依頼を頂いておりますお客様へ感謝申し上げます。ここ3年は新型コロナウイルスの影響や国税庁のe-taxシステムの障害などで結果的には3月15日以降の申告期限となっておりましたが、今年は4年ぶりの3月15日期限での申告となり、ようやく以前のような日常社会に戻って来た感覚があります。このまま、何事もなく平穏な生活を送れることを願うばかりです。

最後になりますが、昨年12月に沖縄県に弊社の拠点としまして、沖縄事務所を開設させて頂くことになりました。中四国地方以外での事務所となり、9拠点での運営となりました。これも一重に皆様からのご支援の賜物だと心得え、より一層、日々の業務に邁進していく所存です。現在の社会情勢で、気になることが多くありますが、皆様におかれましては、平穏な日々を送られますよう、また、お悩みやご相談に、頼りになるパートナーとなれるよう、頑張っておりますので、今後とも何卒、宜しくお願い致します。

税理士法人パートナーズ 社員一同

税理士法人パートナーズ沖縄事務所 開設しました

はじめまして。昨年12月に税理士法人パートナーズ沖縄事務所を開設し、代表社員として所長に就任致しました登川賢二と申します。どうぞよろしくお願い致します。

私は2015年に公認会計士試験を合格し、2016年から2021年まで東京の監査法人で会計監査に従事していました。監査法人では主に金融機関（主に保険会社）の会計監査に従事していました。以前から独立



税理士法人パートナーズ沖縄事務所
代表社員 税理士・公認会計士

のぼりかわ けんじ
登川 賢二

開業したいと考えていたため退職後は沖縄に戻り2022年8月末に個人事務所を開業しました。開業後は確定申告業務をメインに活動しておりましたが、この度、税理士法人パートナーズに参加し沖縄事務所を開設することになりました。

資産税、確定申告業務など個人のお客様をメインに沖縄本島内のお客様ご担当させて頂きます。何卒、宜しくお願い申し上げます。

税理士法人パートナーズ沖縄事務所
〒904-2153
沖縄県沖縄市美里 3-10-17 2F
TEL：090-5084-9122



気になるデータ

公益財団法人日本生産性本部
「第10回働く人の意識に関する調査」結果
【調査対象】20歳以上の雇用者（就業者から自営業者、家族従業者等を除く）
【調査方法】インターネット調査【有効回答数】1,100人【調査時期】2022年7月4日～5日

自身の市場価値が受け取っている給与よりも高いと認識している人は **38.6%**

日本生産性本部では、コロナ禍における雇用者の意識を把握することを目的とした「働く人の意識に関する調査」を定期的に行なっています。今回は、2022年7月に実施された第10回調査の結果から、雇用者自らが考える市場価値についてみてみます。

労働力としての市場価値

政府は、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」（2022年6月7日閣議決定）のなかで、「労働移動の円滑化」を挙げ、働き手のスキルアップ支援、兼業や副業の許容、転職など、企業間の労働移動の円滑化に向けて整備を進めるとしています。

こうした政策を受け、調査では、転職活動の際に重要となる労働力としての雇用者自身の市場価値に対する認識を把握するため、「あなたに勤め先から支払われている給与は、あなたのキャリアや能力、成果から見て、世の中の相場に見合っていると思いますか」という質問を行なっています。



相場より高い5.6%
相場に見合っている30.3%

結果は、「相場より高いと思う」（5.6%）、「相場に見合っていると思う」（30.3%）など、自身の市場価値より給与を多く受け取っている、または妥当であるとした人が35.9%、これに対して、「相場よりも低いと思う」、すなわち、自身の市場価値は、現在受け取っている給与よりも高いと認識している人は38.6%となりました。

市場価値と転職意向との関係を見ると、「相場より低いと思う」と回答した人の転職意向比率（「転職活動をしている」+「いずれ転職をしたいと思っている」）は50.6%と半数を占め、自身の市場価値に見合う職場を求めている人が相対的に多くなっています。

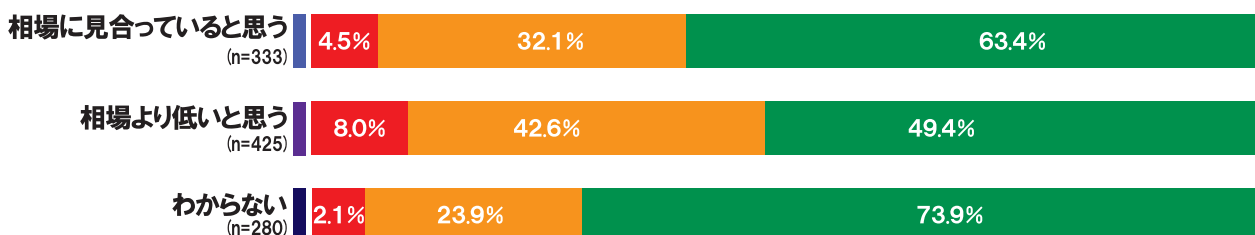
（参考：企業実務 10月号）

自分の給与は相場に見合っているか (n=1,100)



給与と相場のバランス別・転職意向 （「相場より高い」は62人と少数のため、グラフには表示しない）

■ 転職をしたいと考えており、現在転職活動をしている ■ いずれ転職をしたいと思っている ■ 転職をするつもりはない



2023年10月施行

インボイス制度の留意点

小規模事業者に対する納税額に係る激変緩和措置（売り手側の措置）

売手側の措置で免税事業者がインボイスを発行する課税事業者になる場合には、納税額を仮受消費税の2割に抑えるというものです。恒久的措置ではなく、3年間の時限措置となるようです。個人事業主の場合は、令和5年、6年、7年、8年の足掛け4年間が対象となります。

基準期間の課税売上高が1,000万円以下である事業者であれば、業種を問わず一律に80%をみなし仕入率とすることになります。簡易課税のような事前の届出は不要で、申告時に随時選択適用できるようになります。激変緩和措置の適用を受けようとする場合には、確定申告書にその旨を付記すればよいことになっています。そのため、本則有利なら激変緩和措置の適用を選択しなければ良いことになります。課税期間を短縮している場合や、令和5年10月1日前から課税事業者となっている場合には、激変緩和措置は適用できません。



免税事業者からの資産の課税仕入れ

インボイス導入後、免税事業者等から資産の課税仕入れをした場合、経過措置により仕入税額控除が認められる金額以外の消費税相当額は、資産の取得価額に含めることとなります。法人税では、資産の課税仕入れに係る消費税等のうち、仕入税額控除ができない「控除対象外消費税額等」について、資産の取得価額に算入するほか、①課税売上割合80%以上、②棚卸資産に係るもの、③一の資産に



係る控除対象外消費税額等が20万円未満、のいずれかに該当する場合は、損金経理を要件にその事業年度で全額を損金算入すること等の処理が認められています。

対象となる資産には、棚卸資産や固定資産のほかに繰延資産が含まれますが、前払費用は含まれません。インボイス制度下でも、税抜経理を採用する企業が免税事業者等から資産の課税仕入れをした場合に、仕入税額控除の対象外となる消費税相当額について、上記①～③のいずれかに該当する場合に一時の損金として算入する処理等ができるようになる向きもあるようです。しかし、免税事業者等からの課税仕入れは、法人税において仮払消費税等がないものとされ、控除対象外消費税にも該当しないため、仕入税額控除の対象外の金額は資産の取得価額に含めて法人税の所得計算を行います。仮に、免税事業者等からの課税仕入れを仮払消費税等として経理した場合は、仕入税額控除の対象外で償却限度額を超過する部分について、所得金額に加算する申告調整を行うこととなります。

修繕費か資本的支出か

固定資産を修理等したときの 会計処理のポイント

固定資産の修理等をしたとき、修繕費であれば一時に損金算入できますが、資本的支出になると何年かにわたって減価償却をしなければなりません。税務調査でも見解の相違が生じやすい修繕費と資本的支出について判定のポイントを解説していきます。

修繕費の定義とその範囲

「修繕費」とは、固定資産の修理や改良などのために支出した費用のうち、その資産を維持管理するためまたは毀損した部分を原状に回復するための支出をいい、一時に損金算入できます。具体的には、メンテナンスの一環として一定の年数が経過した建物に対して行なう外壁の塗装工事や、屋根の防水工事等が挙げられます。

これらの工事代金は比較的高額なものとなりますが、あくまでも建物を維持するための支出として修繕費に該当します。

また、機械や設備などの故障や経年劣化に伴う部品交換についても、これが単なる取替えの範囲内であれば修繕費となります。場合によっては、交換に際し、高所作業や特殊な技術が必要になることも考えられますが、こうした費用も含めて原状回復のための修繕費として取り扱うことができますでしょう。

ただし、補修や交換等の必要がないものに対する支出は修繕費にはなりません。

また、修繕費とは少し性格が異なりますが古いものから新しいものに資産を買い換えるときに生じる撤去費用についても、その取扱いに迷うケースがあります。撤去費用は新たな資産を取得するための付随費用との見方もあるかもしれませんが、あくまでも既存資産を除却するための費用と捉え、取替工事等に見積書や請求書等のなかでこれが明確に区分されているならば、一時にこれを損金算入することができると考えられます。

資本的支出の定義とその範囲

「資本的支出」とは、修繕費と同じく、固定資産の修理や改良などのための支出をいいますが、な

かでもその資産の使用可能期間を延長させ、またはその資産の価額を増加させる支出をいいます。つまり、その支出によってその資産の価値を高め、または耐久性を増加させる効果を及ぼすようなものとなります。

なお資本的支出に該当するかどうかは、支出した金額の多寡で判断されるものではなく、単にその固定資産の耐用年数が経過していることをもって決定されるわけでもありません。

資本的支出の具体的な例としては、図表1のとおり、法人税基本通達7-8-1に記されていますが、これを参考にして修繕費と資本的支出とを明瞭に区分することは困難です。

結局、修繕費なのか資本的支出なのかは、あくまでもその実質によって判定されるべきということになります。1つの目安としてその支出によってその資産に形質的な影響を及ぼしたかどうか、あるいは機能的な向上が明らかに認められたかどうかで判断することになるでしょう。

図表1 資本的支出の例示
(法人税基本通達7-8-1)

- ① 建物の避難階段の取付等物理的に付加した部分に係る費用の額
- ② 用途変更のための模様替え等改造又は改装に直接要した費用の額
- ③ 機械の部分品を特に品質又は性能の高いものに取り替えた場合のその取替えに要した費用の額のうち通常の取替えの場合にその取替えに要すると認められる費用の額を超える部分の金額

(注) 建物の増築、構築物の拡張、延長等は建物等の取得に当たるとする。

形式的な基準による判定

これまで見てきたとおり、長期にわたり使用されてきた固定資産に対して投じられた費用が修繕費なのか、あるいは資本的支出なのか、それを区分するための決定的な判定基準はありません。そのため、これらは税務調査のなかでも納税者と税務署との間で見解の相違が生じやすく、争点になることが多い論点といえます。

こうした背景から、修繕費と資本的支出の一定の形式的な線引きとして、次の(1)から(3)の基準によって判断することが認められています。

なお、その判断に当たっては、(1)の取扱いを優先的に、(2)→(3)の順に判定していくこととなります(図表2)、いずれを採用したとしても、資本的支出ではないと判定した場合には、会計処理上はこれを修繕費として損金経理しておく必要があります。

(1) 少額または周期の短い費用

修理や改良などのために要した費用が20万円未満の場合には、たとえその支出が資本的支出の性格を有していたとしても、形式的にこれを修繕費として一時に損金算入することができます。

また、おおむね3年以内の周期で修理や改良等をほぼ同程度の内容や金額で実施している場

についても、これを形式的に修繕費として一時に損金算入することができます。

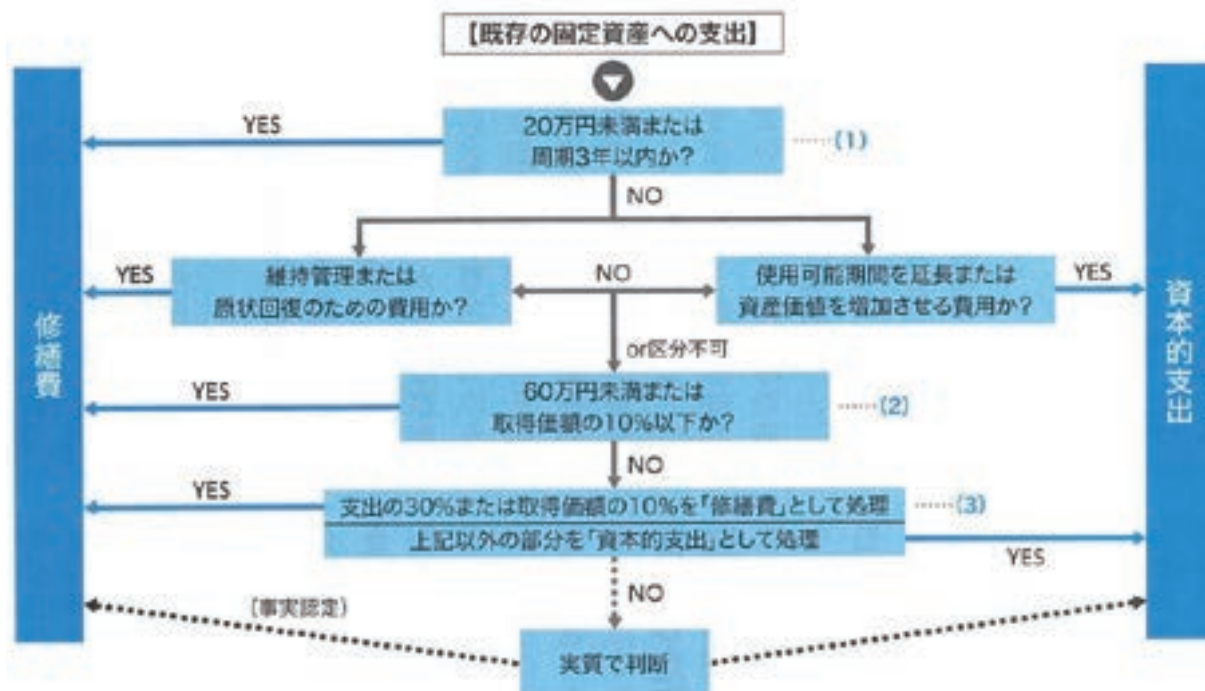
ただしこの場合は、修理記録などその修繕や取替等の周期期間がわかる資料を整備しておきます。税務調査等のなかでこれらを提示できれば、損金算入を否認される可能性は低くなるといえるでしょう。

(2) 形式基準による判定

修理や改良などのために支出した費用が、修繕費なのか資本的支出なのかの「区分が明らかでない金額」があるとき、その支出した金額が60万円未満の場合、またはその固定資産の前期末の取得価額のおおむね10%相当額以下である場合には、これを修繕費とすることができます。(1)では、その支出が明らかに資本的支出であっても、金額基準またはその修理実績等を根拠として、形式的にこれを修繕費とすることができましたが、(2)はその支出がそもそも修繕費か資本的支出かの区分が明らかでない場合に限り、簡便的に金額基準で判定することを認めるというものです。

つまり、支出した金額が60万円未満あるいはその資産の前期末の取得価額の10%相当額以下であることをもって、即座にこれを修繕費として判

図表2 修繕費と資本的支出の判定フローチャート



定することはできません。

しかし、実務的な観点からは、その支出がここで定める金額基準の範囲内で、かつ、図表1に掲げるような明らかに資本的支出に該当するものでなければ、これを修繕費として、一時に損金算入することが認められてもよいのではないかと考えられます。

なお、注意が必要なのは、支出した金額が60万円以上あるいはその資産の前期末の取得価額の10%相当額を超える場合において、その範囲内の部分については修繕費として取り扱い、これを超える部分だけを資本的支出として取り扱うといった処理は認められないことです。

(3) 割合による区分の特例

(2)と同様に、修理や改良などのために支出した費用が、修繕費なのか資本的支出なのかの区分が明らかでない金額がある場合のうち、その金額の30%相当額とその資産の前期末における取得価額の10%相当額のいずれか少ない金額を修繕費とし、その残額に対しては資本的支出としてこれを継続的に経理している場合には、その処理を認めるとしています。

(2)でも前提となっている、修繕費と資本的支出の区分が明らかでない場合とは、たとえば、多くのパーツから形成されている機械等の改修に当たり、寿命の短い部品交換(修繕費)と動力の中心部分の取替更新(資本的支出)とが混在し、これを合理的に区分することができないようなケースが考えられます。

しかし、その後の工事等で同じように修繕費と資本的支出とが混在するものがあつた場合に、見積書等によってこれらを修繕費と資本的支出とに明確に区分することができるようになっているのであれば、この特例を適用する必要はなく、これによって継続性が中断されることもないといえます。また、修繕費と資本的支出の区分が明らかでない場合で、支出した金額が60万円未満あるいはその資産の取得価額の10%以下である場合には(2)が優先されることとなりますが、この場合も継続性が中断されることはないでしょう。

税務調査に備えた対応

実際には資本的支出に属する支出を修繕費と判断して経理処理をし、これが税務調査等によって覆された場合には、償却超過として修正申告書の提出が求められることになるでしょう。

しかし、これまで見てきたとおり、既存の固定資産に対して投じられた費用が修繕費なのか資本的支出なのかの判断基準は、形式的な基準に従わなければ明確に示されていないため、法人側の処理と税務署側の主張とが食い違うことは珍しいことではありません。

税務調査では、修繕費の総勘定元帳を確認しながら、特に支出の金額が大きいものについては請求書と突き合わせ、損金処理に疑義が生じた場合には、その工事内容について質問を受けることになります。工事を請け負う業者には、なるべく詳細な内容の見積書等を依頼し、これを徴取しておくことが大切です。そして何よりも工事に関するビフォー・アフターの写真は、修繕費として判断した証拠書類としては有効なものになるといえるでしょう。

また、工作機械や走行クレーンなど特殊な資産に対する修繕工事等の工事代金は高額になりやすく、たとえ工事内容が詳細に記載された請求書等や工事風景の写真があつたとしても、調査官は自身が納得するまで追及し続ける傾向があります。現地調査を終えた後も、各業者に対して反面調査を行ない、工事内容の聞き取りを実施するケースも少なくありません。

いずれにしても税務調査への対抗措置の足がかりとしては、請求書だけではなく、詳細な見積書や工事時の写真など、事実認定のための書類を整備しておくことが重要です。

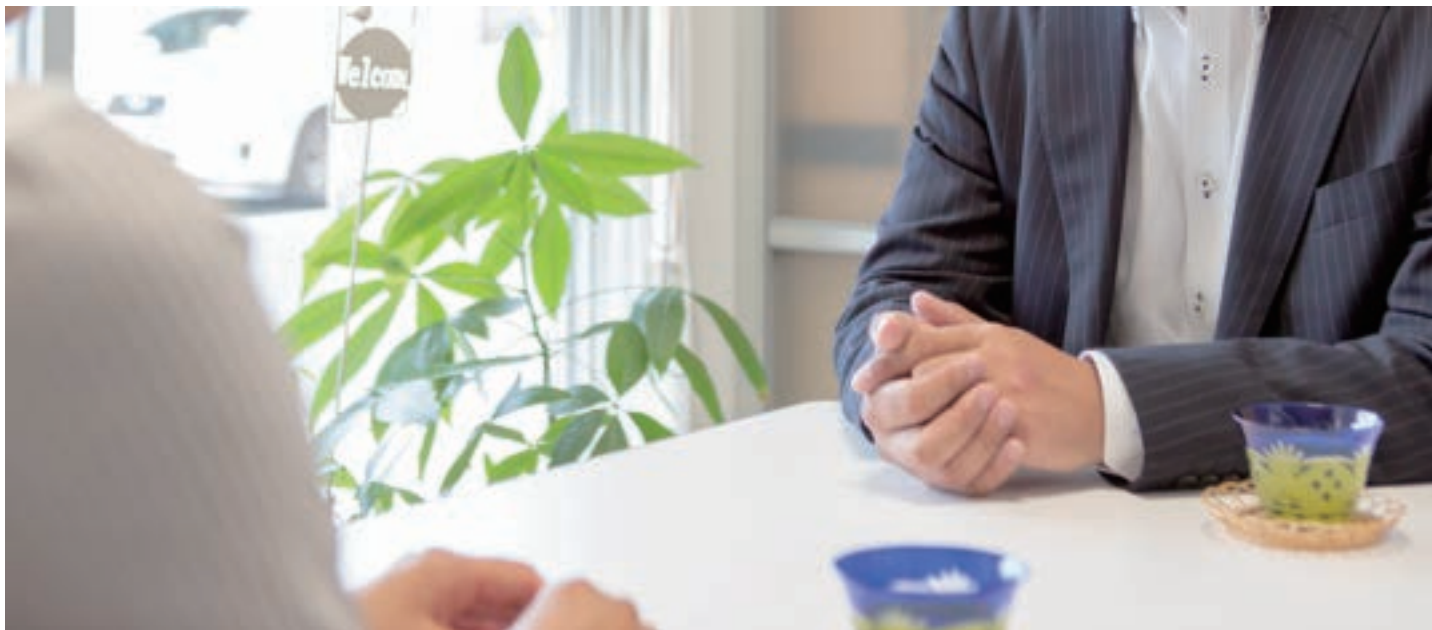


参照：企業実務 10月号

法人関連の税務情報をお送りします

パートナーズ会員

税理士法人パートナーズでは、法人向けの会員を募っています。ご入会の方へパートナーズから会報誌や税制改正などの情報をご提供。また電話無料相談にも応じます。**年会費・入会費は無料**。普段なかなか聞くことができない税務関連情報はもちろん、知って得する情報をご提供します。



特典①

会報誌の発行

法人向けの税務情報をお送りします。税理士事務所だからこそお伝えができる情報や意外と知られていない情報を会報誌で年3、4回お送りします。

特典②

無料相談

一般的な税務のご相談を承ります。税務関連はもちろん、事務改善やコスト削減、売上アップや経営計画書の作成など、幅広くお応えします。

特典③

税制改正・判決事例の提供

たびたび変わる税法を改正のたびにご案内します。また、過去の判例事例など、専門的な情報もお伝えします。

■特典は事前の連絡なく変更することがありますので予めご了承ください■

パートナーズのホームページからもお申込みいただけます

<https://zei-partners.com/member.html>

パートナーズ会員募集

検索

税理士法人パートナーズ

岡山事務所 〒700-0973 岡山県岡山市北区下中野1222-9 TEL 086-246-4446
広島事務所 〒730-8510 広島県広島市中区基町5-44 広島商工会議所ビルディング7F TEL 082-962-8885
福山事務所 〒721-0941 広島県福山市引野町北二丁目31番8-1 TEL 084-999-0550
山陰事務所 〒683-0001 鳥取県米子市皆生温泉2-7-14 TEL 0859-21-5169
高松事務所 〒760-0007 香川県高松市中央町1-5 MBSビル5F TEL 070-3794-3111
松山事務所 〒790-0915 愛媛県松山市松末1-5-12 松末テナントビル3F TEL 089-948-9441
徳島事務所 〒770-0851 徳島県徳島市徳島町城内6-87 尾野ビル2階 TEL 088-655-6554
高知事務所 〒780-0928 高知県高知市越前町2丁目7番2号フレンズビル4F TEL 088-802-5344
沖縄事務所 〒904-2153 沖縄県沖縄市美里3-10-17-2F TEL 090-5084-9122